

法令上作成保存が求められている書類

参考資料 2

作成者	作成すべき書類	記載事項	根拠条文		保存期間	保存義務者	根拠条文		備考
医師	診療録	患者の住所、氏名、性別、年齢 病名及び主要症状 治療方法(処方及び処置) 診療年月日	医師法	第24条	5年間	病院又は診療所の管理者 作成医師	医師法	第24条	
歯科医師	診療録	患者の住所、氏名、性別、年齢 病名及び主要症状 治療方法(処方及び処置) 診療年月日	歯科医師法	第23条	5年間	病院又は診療所の管理者 作成歯科医	歯科医師法	第23条	
臨床修練外国医師 又は臨床修練外国 歯科医師	診療録	患者の住所、氏名、性別、年齢 病名及び主要症状 治療方法(処方及び処置) 診療年月日	外国医師又は 外国歯科医師 が行う臨床修 練に係る医師 法第十七条及 び歯科医師法 第十七条の特 例等に関する 法律	第11条	5年間	病院の管理 者	外国医師又 は外国歯科 医師が行う 臨床修練に 係る医師法 第十七条及 び歯科医師 法第十七条 の特例等に 関する法律	第11条	臨床修練指導医又は臨床修練指導歯科医の署名等が必要
助産師	助産録	妊産婦の住所、氏名、年齢、職業 分娩回数、生死産別 妊産婦の既往疾患の有無及びその経過 今回妊婦の経過、所見、保健指導の要領 妊娠中医師による健康診断受診の有無 分娩の場所、年月日時分 分娩の経過、処置 分娩異常の有無、経過、処置 児の数、性別、生死別 児および胎児附属物の所見 産褥の経過、じよく婦、新生児の保健指導 の要領 産後の医師による健康診断の有無	保健師助産師 看護師法	第42条	5年間	病院、診療所 又は助産所 の管理者 作成助産師	保健師助産 師看護師法	第42条	
歯科医師	病院、診療所又は歯科技工所 で行われた歯科技工に係る指示書	設計 作成の方法 使用材料 発行年月日 発行歯科医師の住所、氏名 指示書で歯科技工が行われる場所が歯科 技工所であるときその名称	歯科技工士法	第18条	2年間	病院、診療所 又は歯科技 工所の管理 者	歯科技工士法	第19条	
救急救命士	救急救命処置録	救急救命処置を受けた者の住所、氏名、性別、年齢 救急救命処置を行った者の氏名 救急救命処置を行った年月日 救急救命処置を受けた者の状況 救急救命処置の内容 指示を受けた医師の氏名、その指示内容	救急救命士法	第46条	5年間	病院、診療所 の管理者 消防機関の 長 救急救命士	救急救命士法	第46条	

作成者	作成すべき書類	記載事項	根拠条文		保存期間	保存義務者	根拠条文		備考
			歯科衛生士法 施行規則	第18条			歯科衛生士 法施行規則	第18条	
歯科衛生士	記録	—	歯科衛生士法 施行規則	第18条	3年間	歯科衛生士	歯科衛生士 法施行規則	第18条	
診療放射線技師	照射録	照射を受けた者の氏名、性別、年齢 照射年月日 照射の方法 指示を受けた医師・歯科医師の氏名、その 指示内容	診療放射線技 師法	第28条	—	(診療放射線 技師)	—	—	照射指示の医師・ 歯科医師の署名が 必要
医師	処方せん	—	医師法	第22条	—	—	—	—	医師の記名押印又 は署名が必要
—	調剤済み処方せん	—	—	—	3年間	薬局開設者	薬剤師法	第27条	薬剤師の記名押印 又は署名が必要
薬剤師	調剤録	患者の氏名、年齢 薬名、分量 調剤年月日 調剤量 調剤した薬剤師の氏名 処方せんの発行年月日 処方せんを交付した医師、歯科医師、獣医 師の氏名 処方せん交付医師等の住所又は勤務する 病院等の名称、所在地	薬剤師法	第28条	3年間	薬局開設者	薬剤師法	第28条	
病院	病院日誌 各科診療日誌 処方せん 手術記録 検査所見記録 エックス線写真 入院患者・外来患者の数を明らか にする帳簿	—	医療法	第21条	2年間	病院	医療法施行 規則	第20条	
地域医療支援病院	病院日誌 各科診療日誌 処方せん 手術記録 看護記録 検査所見記録 エックス線写真 紹介状 退院患者に係る入院期間中の診 療経過の要約	—	医療法	第22条	2年間	地域医療支 援病院	医療法施行 規則	第21条の5	
	共同利用の実績 救急医療の提供の実績 地域の医療従事者の資質向上を 図るための研修の実績 閲覧実績 紹介患者に対する医療提供及び 他の病院又は診療所に対する患 者紹介の実績を明らかにする帳 簿	—				地域医療支 援病院			医療法施行 規則

作成者	作成すべき書類	記載事項	根拠条文	保存期間	保存義務者	根拠条文	備考		
特定機能病院	病院日誌 各科診療日誌 処方せん 手術記録 看護記録 検査所見記録 エックス線写真 紹介状 退院した患者に係る入院期間中の診療経過の要約	—	医療法	第22条の2	2年間	特定機能病院	医療法施行規則	第22条の3	
	従業者数を明らかにする帳簿 高度の医療の提供の実績 高度の医療技術の開発及び評価の実績 高度の医療の研修の実績 閲覧実績 紹介患者に対する医療提供の実績 入院患者、外来患者、調剤の数 安全管理・院内感染対策の体制	—			2年間				
病院又は診療所の管理者	エックス線装置等の測定結果記録	—	医療法施行規則	第30条の21	5年間	病院又は診療所の管理	医療法施行規則	第30条の21	
病院又は診療所の管理者	放射線障害が発生するおそれのある場所の測定結果記録	—		第30条の22	5年間			第30条の22	
病院又は診療所の管理者	エックス線装置等の使用時間に関する帳簿	—		第30条の23	2年間			病院又は診療所の管理	第30条の23
病院又は診療所の管理者	診療用放射線照射装置等の入手に関する帳簿	—			2年間				
保険医	一定の様式の診療録	(様式1)	保険医療機関及び保険医療養担当規則	第22条	5年間	保険医療機関	保険医療機関及び保険医療養担当規則	第9条	
保険医療機関	療養の給付の担当に関する帳簿、書類その他の記録	—		第8条	3年間			保険医療機関	第9条
保険薬剤師	調剤録	—	保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則	第10条	3年間	保険薬局	保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則	第6条	
保険薬局	療養の給付に関する処方せん、調剤録	—		第5条	3年間			保険薬局	第6条

◆ 保存義務はあるがe-文書法上は適用除外にすべきもの → 免許証等

- 各資格の免許証
- 臨床修練許可証(外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第十七条及び歯科医師法第十七条の特例等に関する法律第4条)
- 臨床修練指導医・臨床修練指導歯科医の認定証(同法施行規則第11条)
- 死体解剖の認定証明書(死体解剖保存法第4条第2項)

◆ 他の法令で保存義務を規定しているもの

- 死体交付証明書(死体解剖保存法第13条第2項)
  - ・墓地、埋葬等に関する法律第8条に規定する埋葬許可証又は火葬許可証とみなされる。
  - ・埋葬許可証又は火葬許可証は、同法第16条の規定により5年間保存。

◆ 保存義務はあるがすでに法令上電子保存が認められているもの

- 臨床研修病院で5年間保存する帳簿(医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令第18条)